

様式第二号の八(第八条の四の五関係)
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 11 日	
姫路市長 殿	
提出者 住 所 大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 清水建設株式会社 関西支店 専務執行役員 支店長 山下 浩一 電話番号 06-6263-2846	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	清水建設株式会社 関西支店
事 業 場 の 所 在 地	大阪市中央区本町3-5-7御堂筋本町
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	06 総合工事業
② 事 業 の 規 模	完成工事高 8,114,636,643円
③ 従 業 員 数	99 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	一覧表のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
	・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・リサイクル率の高い業者の選定 ・梱包材の簡素化		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	一覧表のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
	上記に加え、下記の取り組みを実施予定 ・ユニット化持込 ・維持修繕しやすい構造、部材等の採用 ・分別のさらなる徹底 ・部材PC化の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックについて、さらに有効な細分化をして分別する予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	一覧表のとおり		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・リサイクル率の高い処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。			

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	一覧表のとおり		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和5年度）実績量
目標：今年度（令和6年度）目標量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
汚泥	570	100	0	0	0	0	0	0	0	0	570	100	0	0	570	100	0	0	0	0
廃プラスチック	7.1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7.1	10	1.3	2	5	7	0	0	0	0
紙くず	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
木くず	8.5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8.5	10	1.8	5	8.1	8	0	0	0	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類	0.8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	5	0	3	0.7	3	0	0	0	0
がれき類	2109.6	1500	0	0	0	0	0	0	0	0	2109.6	1500	26.6	0	2099.6	1500	0	0	0	0
混合廃棄物(安定型)	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	3	0	0	0	0
混合廃棄物(管理型)	53.3	50	0	0	0	0	0	0	0	0	53.3	50	7.1	30	33	28	0	0	0	0
がれき類(石綿含有廃棄物)	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	25	10	5.9	10	0	0	0	0	0	0
水銀使用製品産業廃棄物	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
合計	2775.3	1692	0	0	0	0	0	0	0	0	2775.3	1692	43.7	52	2717.4	1650	0	0	0	0

別紙①

産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	・再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
ガラスくず及び 陶磁器くず	・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 原料として再資源化 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 土壌改良材として再資源化
金属くず	・回収業者へ売却 ・再生処理業者へ委託 → 再生後は原料として再資源化
木くず	・再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化
紙くず	・回収業者へ売却(ダンボール) ・再生処理業者へ委託 → 再生紙として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
繊維くず	・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
廃プラスチック類	・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分
混合廃棄物	・中間処理業者へ委託 → 上記の各種類別に分別後、上記の処理工程を行う ・中間処理業者へ委託 → 処理後は埋立処分
汚泥	・再生処理業者(固化)へ委託 → 処理後は改良土として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後はセメントの原料として再資源化 ・中間処理業者(脱水・混練)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
廃油	・再生処理業者(混合、油水分離)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化
廃アルカリ 廃酸	・中間処理業者(中和)へ委託 → 処理後は埋立処分
廃石綿	・最終処分委託 → 埋立処分

別紙②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

